

## 「調査報告書」の概要

### 第1 はじめに

#### 1 奈良県いじめ対策委員会による調査の開始

(1) 奈良県いじめ対策委員会（以下「本委員会」という。）で調査すべき事件（以下「本件事件」という。）が起きたのは、平成27年12月4日（金）、奈良県立奈良北高等学校（以下「本件学校」という。）においてである。当時、本件学校の第1学年に在籍していた男子生徒G君（以下「本生徒」という。）が、4日（金）午前、英語の期末考査中に「トイレに行く。」と4階の教室を出た後、4階の窓から転落した。

(2) 奈良県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、いじめ防止対策推進法第28条1項1号に定める「重大事態」であるとして、奈良県立学校いじめ問題調査委員会条例により設置されていた「奈良県立学校いじめ問題調査委員会」において、本件事件を調査することを決定した。

平成28年6月28日、条例改正により、いじめ防止対策推進法第14条3項及び第28条1項の規定に基づく組織として、「奈良県いじめ対策委員会」が設置されることとなり、本委員会は「奈良県立学校いじめ問題調査委員会」から「奈良県いじめ対策委員会」に名称を変更した。

(3) 本委員会で調査を進めるのとは別に、本件学校も、その責任上、学校としての見解が別個に必要であると考え、本委員会の設置が決定された後も、アンケートやヒアリング調査などを実施し、平成28年6月に、一旦、県教育委員会宛の報告書を提出した。

(4) その後、本件学校は、平成28年9月8日、前記6月の報告書を一部訂正し、再度、県教育委員会宛に報告書（以下「学校報告書修正版」という。）を提出した。

#### 2 本委員会の設置根拠及び調査目的

本委員会では、必ずしもいじめに限定せず、広く本件事件の要因が何であるのか調査した上で、再発防止策についても、いじめを防止するための再発防止策に止まらず、本件事件と同様の事件を防ぐための再発防止策を検討することとした。

#### 3 本委員会の調査において配慮した点

本委員会では、中立性・公平性について、特に配慮することを、委員全員で確認した。

また、本委員会の方針として、本件事件について、特定の個人の責任を追及する

ということではなく、転落に至る経緯を明らかにし、再発防止に主眼をおくことを、委員全員で確認した。

#### 4 本委員会の活動経過

別紙1～3のとおり

#### 5 本報告書の記載について

(略)

### 第2 本件事件の背景となる事実

本件学校は、奈良県北部に位置している。平成15年6月13日、県立高校再編計画が発表され、奈良県立北大和高等学校と奈良県立富雄高等学校との統合が決定し、翌平成16年6月25日、本件学校が設置され、平成17年4月1日に開校した。

本件事件当時、第1学年は1組から9組まであり、各クラス40名である。1組から6組は普通科、7組から9組は理数科である。普通科と理数科では、学力にあまり差異はない。進路については、ほとんどの生徒が大学へ進学する。

本生徒は、第1希望校である本件学校の理数科を受験し、合格した。

### 第3 本生徒が本件学校に入学後、亡くなる前日までの状況

(略)

### 第4 平成27年12月4日(金)本件事件について

(略)

### 第5 本生徒に対する「いじめ」

#### 1 「いじめ」とは

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同法において「いじめ」は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われる者を含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(第2条)」と定義されるに至った。「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じたかどうかを基準に判断される。

#### 2 本生徒に対する「いじめ」があったと認められること

(1) (略)

(2) 本生徒と1年8組のクラスメイトとの基本的な関係

本生徒は、入学直後からクラスメイトに対し、積極的に話しかける様子が目立

った。本生徒は、次第に男子を中心に「変わっている子」という印象をもたれ、いわゆる「浮いた」存在として見られるようになった。1回目の特別指導の原因となった5月の暴力行為、2回目の特別指導の原因となった6月の喫煙行為により、ますます本生徒のクラス内での評価が下がり、明らかに浮いた存在となった。

本生徒は、1学期に2度の特別指導を受けた後も他の生徒に対する積極的な話しかけ、受け狙いのふざけ行為を続けていたが、本生徒の意図は空回りし、多くの生徒からは「変わっている子」としか受け取られず、本生徒の他の生徒との関係は、「いじられながらも、その状態を受け入れつつ表面的には明るく振る舞う。」という、非常にストレスを感じる関係になっていった。

本生徒と同じ小学校や中学校出身の生徒らに対するヒアリング調査では、本生徒の性格、即ち、明るい、元気、賑やかといった性格は、何ら高校入学前と後とで変化はない。本生徒からしてみれば、中学校を卒業するまでは、クラスに自分の居場所があり、また、それ相応に理想とする自分と現実の自分が一致していたが、高校に入学してからは、クラス内には自分の居場所がなく、クラスの中でこうありたいと考える本来のあるべき自分と、現実の自分が一致しなかった。これまで、本生徒にとって、小中学校時代は、勉強も運動も頑張り、周囲からもそのような評価を受けてきただけに、自分がクラス内で普通の存在ですらない、クラスのヒエラルキーの中では最も下位の浮いた存在となったことは、大きなストレスとなったものと推測される。本生徒自身、承認欲求が強いパーソナリティーであり、また、発達特性に明らかなアンバランスがあったことも、本生徒に大きなストレスをかける方向へと働いた。

クラスメイトとの関係が本生徒にとってストレスとなっていたことは、2回目の特別指導のころから特に、自宅において両親に対し、本件学校における辛い状況や身体の不調を訴えたり、本件学校で消火剤を撒き散らしたり、夏休みは調子がよかったのに、夏休みが明けてからは、再び、自宅において両親に対し、本件学校における辛い状況や身体の不調を訴え、自殺を仄めかすような言動をしていたことなどからもよくうかがえる。

2学期の中間考査における不正行為を原因として、通算3回目の特別指導を受けた後には、一部の生徒からは、「次に何かあれば退学になる。」と思われるに至った。さらに、亡くなる前日の12月3日(木)の古典の試験後の答案回収に関して「Gアウト」という声があがった。亡くなった当日12月4日(金)には、漢字が書かれた本生徒の消しゴムが複数の生徒の手に渡って教員に提出され、本

生徒が退学になることを積極的に後押しする行動をとる者まで現れた。一方で、他の生徒が本生徒に対し、退学にならないように支援するような具体的な行為は一切なかったものと見受けられる。

したがって、本生徒にとって、クラスメイトとの関係は、本生徒なりの努力にもかかわらず、居場所がないだけでなく、さらには積極的に退学を後押しされるという非常に緊張を強いられる関係であったと推測される。

### 3 「いじめ」と認定される行為

上記2の本生徒と他の生徒との基本的な関係を考慮した上で、少なくとも以下の行為は「いじめ」と認定できる。

なお、「いじめ」の認定については、本生徒に対する「いじめ」の有無を認定することが目的であって、「いじめ」の行為者を特定したり、行為者の責任を追及することが目的ではない。また、「いじめ」と認定した行為は、あくまで主な行為の一部を記載したに過ぎない。

#### ① 5月の暴力行為の件

5月25日（月）、本生徒が最初の特別指導を受ける原因となったA君に対する暴行の直前に、A君が本生徒に対し、テニスの実力について「お前へばいやろ」などと言ったこと。

#### ② 6月の喫煙行為の件

6月17日（月）、本生徒が2回目の特別指導を受ける原因となった喫煙行為について、B君が本生徒と互いに自慢話をする中で、本生徒が喫煙を始めると、本生徒の喫煙している様子を動画で撮影し、仲の良い友人のLINEグループに動画を送った上、本件学校に通報したこと。

#### ③ クラスのLINEグループからの排除

6月中旬、2回目の特別指導の前後に、1年8組の在籍生徒ほぼ全員（本生徒を除き35名）が加入していたクラスのLINEグループから、本生徒が排除されたこと。その後、本生徒は、実質的に再加入することがないまま亡くなった。

#### ④ クラスのLINEグループにおける本生徒に対する誹謗中傷

6月19日（金）、C君やA君など一部の生徒が、本生徒をクラスのLINEグループから排除する理由として、本生徒を誹謗中傷するメッセージを流したこと。本生徒は、そのメッセージ内容を後日確認している。

#### ⑤ 本生徒を揶揄する発言とそれに対する周囲の生徒の反応

一部の生徒が、2学期の保健の授業中に喫煙について話題になった時に、本生徒が特別指導を受けた喫煙行為をネタに「タバコ博士」と揶揄する発言をしたこと、本生徒が特別指導を複数回受けたことについて「次停学になったら退学ちゃうん。」と言ったこと、他のクラスの生徒に本生徒とは「関わらない方がいい。」と言ったこと、期末考査の答案用紙回収時に、本生徒が注意を受けたことに対し、「Gアウト」と発言したことなど。本生徒を揶揄する発言は、その他にも、本件学校が本生徒が亡くなった後に実施したアンケート調査やヒアリング調査、本委員会の行ったヒアリング調査などから、多数あったことが分かっている。

これらの本生徒を揶揄する発言に対し、止めるよう注意する生徒はおらず、逆に一部の生徒はそれらの発言に対し笑うなどして、本生徒に対する揶揄に同調する姿勢を見せたこと。

#### ⑥ 本生徒の消しゴムが教員に提出されたこと

12月4日（金）、自死の直前、D君が、本生徒に無断で本生徒の机（机上か中かは不明）にあった消しゴムのカバーを外して漢字が書かれていることを発見し、その後、複数の生徒の手に消しゴムが渡った後、教員に提出されたこと。

以上の行為のうち、①については、暴力行為の発端やその具体的な状況については、詳細な確認ができなかったが、本生徒に対する「いじめ」の有無を認定するとの観点から、本委員会ではこのように判断した。

また、②、⑥については、本生徒の不適切な行為が発端となっている。しかし、②については、B君が、本生徒と互いに自慢話をする中で、本生徒が喫煙を始めると動画を撮影していることにも照らせば、B君が本件学校に本生徒の喫煙を通報する行為は、純粋に違法行為を申告する意図からではなかった（少なくとも本生徒にはそのように受け止められた。）と言わざるを得ない。また、⑥については、D君が、本生徒に無断で本生徒の机（机上か中かは不明）にあった消しゴムのカバーを外して漢字が書かれていることを発見し、複数の生徒の手に消しゴムが渡った後、教員に提出されたという経過からは、これらの行為は、純粋に不正行為を申告する意図からではなかった（少なくとも本生徒には、純粋に不正行為を申告する意図からではなく、本生徒を退学に追い込む意図によりなされたと受け止められた。）と言わざるを得ない。

したがって、上記②、⑥の行為は、本生徒の不適切な行為が発端であったと

しても、いじめと認定をする妨げにはならない。

## 第6 転落の要因

### 1 そもそも自死と認定できること

(略)

### 2 自死の要因

～本生徒が本件学校に入学して以降、心身の苦痛を感じた主な出来事～

#### (1) はじめに

本生徒にとって心身の苦痛を感じた主な出来事としては、第5で述べた「いじめ」に加え、次のような出来事があった。

#### (2) 5月の特別指導（暴力行為の件）

本生徒は、5月25日（月）にA君を殴ったことについて、同日から同月27日（水）までの3日間特別指導を受けた。

本件学校は、本生徒やクラスメイトの受け止め方よりも、本生徒に、より責任があると捉えていた。

#### (3) 6月の特別指導（喫煙行為の件）

本生徒は、6月17日（水）に喫煙をしたことについて、同月18日（木）から7月3日（金）まで16日間の特別指導を受けた。

特別指導にあたっては、校長から本生徒と父に対し、一般論として、「やっぱり制服を脱いでもらうことってあるでしょ。」などと、受け止め方によっては退学を勧奨するような発言があった。

本生徒の家庭における様子からも、6月の特別指導の件によって、本生徒が大きな心身の苦痛を感じていたことが分かる。7月2日（木）には、特別指導を受けていた教育相談室で消火剤を撒き散らすという、通常時とは異なる行動が本件学校内でも現れていた。

特別指導が終了した後も、「本生徒が喫煙をした。」という事実は他の生徒に広く知られることとなり、2学期の保健体育の授業において、喫煙の話題になると、本生徒の喫煙行為を蒸し返し話題にする生徒が出るなど、その後も長く尾を引いた。

#### (4) 10月の特別指導（考査不正行為の件）

本生徒は、10月13日（火）の2学期中間考査の国語総合（現代文）の考査時間中に、ズボンのポケットから携帯電話を取り出し、股に挟んだりしながら上着のポケットに入れ直そうとした。本生徒は、考査不正行為があったとして、同

日から19日（月）までの7日間、特別指導を受けることとなった。

両親及び本生徒ともに、次に特別指導を受けるようなことがあれば退学しなければならないかもしれない、と認識し、また、クラスメイトの間では本生徒が強い悪意をもってカンニングをしたと受け止められ、結果、本生徒が3度も特別指導となったことから、「次なんかあったら退学や。」という認識が、本生徒も含めクラス内で広まった。

以上の点から、3回目の特別指導が終了するころには、本生徒には、期末考査で良い点数をとらなければならないこと、退学が現実的なものとなってきたこと等について、かなりのストレスを感じ、精神的苦痛となっていたと推察される。

### 3 自死の要因

～本生徒の自死直前の心身の苦痛～

#### (1) 自死の前日12月3日（木）の古典の期末考査において注意を受けたこと

本生徒は、転落した前日の12月3日（木）、期末考査2限目の古典の試験において、答案を回収する際に、自分の答案用紙を自席に置いたまま、自分の前席から答案用紙を回収して提出した。試験監督の担当教諭は、答案用紙の枚数を確認したところ一枚不足していたため、本生徒が提出していないことを教卓から伝え、注意を与えた。

その際、教室内がざわつき、「Gアウト」という声が上がったことなどから、本生徒が、他の生徒から「カンニングを疑われた。」「他の生徒が自分の退学を望んでいる。」と感じた可能性が高い。

#### (2) 本生徒の消しゴムが教員に提出されたこと

本生徒が文字を記載していた消しゴムは、12月4日（金）の2限目と3限目の間の休憩時間にD君に発見され（消しゴムが机上にあったか、机の中にあったかは断定できない。）、3限目の試験監督の担当教諭にE君によって提出された。

本生徒は、他の生徒が自分を監視し、何か不正行為を見つけて退学に追い込もうとしている、と感じた可能性が高い。

#### (3) 本生徒が中間考査で不正行為により0点となった国語総合の期末考査でカンニングを疑われたこと

本生徒は、中間考査における不正行為により、国語総合の評価点が0点となったことに対し、補講や追考査を免れたいと、期末考査で良い点数をとるために必死に勉強してきた。

本生徒の国語総合の期末考査に対する努力は、本生徒の国語総合の試験結果が

クラス最高点である76点であったことからもうかがえる（本生徒の消しゴムに記載してあった漢字は、それを試験中に見たとしても国語総合の期末考査の解答に影響を与えるものではなかった。）。

しかし、上記（2）のとおり、本生徒は、他の生徒が自分を監視し、何か不正行為を見つけて退学に追い込もうとしている、と感じた可能性が高く、その結果「自分がどれだけ努力しても、それを他の生徒に無駄にされる。」という絶望的な心理状態に陥った可能性が高い。

（4）本生徒が「退学になる。」という認識に至ったこと

自死の直前に、本生徒が漢字を記載した消しゴムが他の生徒に発見され、教員に提出されたことによって、本生徒は「退学に追い込まれ、これを免れることはできない。」という認識に至った可能性が高い。

（5）本生徒の考査中の心理状態

本生徒が転落直前に答案用紙の裏に記載した内容を見ると、日常的に複数の生徒からバカにされていたとともに、①消しゴムが他の生徒に勝手に取られたこと、②勉強の一環として消しゴムに漢字を記載していたこと、③その結果漢字を覚えることができたため、消しゴムを机の中に置いていたこと等、狭義の意味での「カニング」の意図がなかったことを説明する内容となっている。

本生徒は、自らの氏名を記載した後、一旦は終えたであろう答案用紙の裏の記載を再開して、家族への感謝の言葉や精神的な苦痛を訴えるといった、いわば自死を匂わせるような記載を付け加えた。この時点で、本生徒は、自分が歯学部に進学することを期待していた家族に対し、退学を避けられないことで期待に応えられなくなるという悲観した思いをもったことがうかがわれる。その上で、これまで自分を支えてくれた家族に対し感謝し、別れの言葉を書き留めることにしたものと推測される。

この段階において、本生徒は、「退学に追い込まれ、これを免れることはできない。」という認識のもと、「死んでもかまわない。」という死を覚悟した心理状態に陥っていたものと考えられる。

（6）様々な苦痛・不安感が複合して自死に至ったこと

以上、本生徒は、学校生活を送る中で、他の生徒から「いじめ」を受け、また、「特別指導」を繰り返し受け、最終的には「退学に追い込まれ、これを免れることはできない。」という認識に至り、「死んでもかまわない。」という死を覚悟した心理状態に陥ったことから、故意に校舎から飛び降り、自死に至ったものと認



められる。本生徒が、寒い冬に、わざわざ制服の上着を脱いでたたんで置いて校舎から飛び降りたことは、本生徒が自死という形で本件学校を退学するという意味が込められていたものと推測され、本生徒の追い詰められた心境を物語っている。

## 第7 問題点

- 1 本件学校が3度にわたる特別指導を実施する中で、本生徒が「いじめ」や「特別指導」で心身の苦痛を感じていたことに誰も気付かなかったこと

本委員会としては、本件事件に至る過程を振り返れば、本来であれば教員らが本生徒が心身の苦痛を感じていたことに気付く端緒となるべき機会が幾つも存在したものと考える。特に、本生徒は、入学してから10月までの間に3度にわたる特別指導を受けており、担任以外の複数の教員が本生徒に関与していたという点で、より本生徒の心身の苦痛に気付く機会が多かったはずである。本件事件では、特に1回目の特別指導と2回目の特別指導では、背景にいじめがあったことが認められるが、本件学校はこれを見逃した。そればかりか、本件学校は、本生徒に対して通常の特別指導を繰り返し実施し、本生徒の心身の苦痛をより一層深めた。

- 2 本件学校の生徒理解が不十分であったこと

そもそも、本件学校が、本生徒が心身の苦痛を感じていたことに気付かなかったということは、教員らの生徒に対する「生徒理解」が不十分であったことが原因であったと考える。

- 3 発達の特性について配慮を要する生徒に対する理解が誤っていること

本件学校は、本生徒を「変わっている子」と捉え、11月には教育研究所で本生徒の知能検査が実施されている。知能検査の結果より、本生徒には発達に明らかなアンバランスがあったことが分かった。

本件学校においても、例外なく、特別支援教育が推進されることが求められている。発達の特性について配慮を要する生徒に対しては、本人に対し変化を求めるのではなく、周囲がサポートし、本人が生活しやすいよう周囲の環境を調整することが必要である。

本委員会のヒアリング調査において、多くの教員が、本生徒は「変わっている子」である、自死の理由は分からない、といった趣旨のことを述べている。残念ながら、本生徒が、「いじめ」や「特別指導」などで心身の苦痛を感じていたことについては、教員の誰一人として気付いていなかった。また、本生徒の発達の偏りの可能性を感じながら、本生徒に対し本生徒の困りごとを明らかにしようと試みたり、本生徒に

対し具体的な支援をしようとした者はいなかった。

本生徒の自死の要因を、本生徒がもっている発達の特徴のみに起因すると考えるのは、大きな誤りである。このような考え方は、発達の特徴に対する理解が誤っているだけではなく、本件事件でいえば、自死の要因を本生徒1人に転嫁させることで真相に蓋をするものである。

発達の特徴について、配慮を要する生徒の中には、中学校までは大きな不適応がなかったにもかかわらず、高校に入り、今までに経験のない課題に直面した時に、その課題を乗り越えることができず不適応を呈する場合がある。本生徒も、正にそうであった。本件学校は、本生徒の困りごとを明らかにすることなく、また、本生徒に対して具体的に支援する姿勢をもつことなく、漫然と特別指導を繰り返した。

#### 4 本件学校がいじめを発見できなかったこと

##### (1) いじめ防止基本方針

本件学校は、いじめ防止対策推進法13条を受けて「いじめ防止基本方針」を定め、その冒頭で、「本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、生徒一人一人に『いじめを決して行わない』、『いじめを決して許さない』という認識と、そのことを実践できる資質を養い、『いじめのない学校』づくりを目指すものである。」と掲げ、いじめの定義として、いじめ防止対策推進法第2条の定義を引用している。

「いじめのない学校」実現を重視するあまりに、いじめをできるだけ認定しない、ということになってしまうのであれば、本末転倒である。いじめの認知件数が増加することは学校運営の失敗ではなく、正に法が期待していることであり、いじめに苦しむ児童等の救済上むしろ望ましいものである。

##### (2) 本件学校の「いじめ」の理解が不十分であったこと

いじめの被害を受けている生徒には、教員や学校への不信感、被害申告に対する報復のおそれ、羞恥心ないしプライドによりいじめの被害を認めることに対する抵抗感などがある。それゆえ、教員の聴き取りに対して、生徒が第1次的には心身の苦痛を否定したとしても、それを過信することなく、丁寧に生徒の気持ちを確認し、その生徒の置かれた人間関係を把握するために周囲への聴き取りを行うなどして、いじめの有無を慎重に判断しなければならない。

##### (3) 本件学校がいじめを発見できた機会が活かされなかったこと

残念ながら、本件学校は、本生徒に対するいじめを発見できた機会が何度も存

在したにも関わらず、これらの機会を見逃している。3度にわたる特別指導の機会に見逃されたことは、既に1で述べたとおりである。ここでは、それ以外の機会について、考察する。

#### ア 第1回いじめアンケート

##### (ア) アンケートの書式に関する問題点

本件学校で実施されたアンケート調査の問題点としては、まず、記名式であったことが挙げられる。アンケートが記名式であった場合、生徒は、いじめの加害者からの報復のおそれや、状況をさらに悪化させることのおそれなどから、正直に答えることは難しい。

また、本件学校が、アンケートの表紙（アンケートの表紙には、法のいじめの定義が記載され、いじめが例示列挙されている。）を配付することなく、各教員が読み上げるに止まったということも問題であろう。これでは、生徒が、どこまでいじめの定義を理解できるのか、疑問である。

##### (イ) アンケートの配付に関する問題点

第1回目のアンケート調査では、本生徒は特別指導期間中であったことを理由にアンケートの配付を受けていない。

特別指導の対象となれば、他の生徒と比べても、いじめの対象になる可能性が生じるのに、そもそもアンケート用紙を配付しないのは問題である。

##### (ウ) アンケートの活用に関する問題点

本生徒についてみると、まず、E君が、いじめられていると回答している。ところが、本件学校は、本生徒に確認した結果、いじめとは認定しなかった。担任が確認した本生徒の「自分のしたことだから仕方がないという思い。」とは、要するに、「特別指導を受けるようなことをした自分が悪いから、いじめられても仕方がない。」という意味であったと推測される。

アンケート結果及びその対応については、担任から本件学校のいじめ問題対策委員会に報告されている。本件学校のいじめ問題対策委員は、校長、教頭、生徒指導部長、人権教育部長、学年主任らであり、本生徒の特別指導にあたった校長、生徒指導部長及び学年主任の3名全員が、いじめ問題対策委員も兼務していた。本生徒の特別指導に関与している校長、生徒指導部長、学年主任、担任の全員が、本生徒に関するいじめアンケートの結果及びその対応を知っていたにもかかわらず、いじめを認知することなくこれを見逃したことは、問題である。

#### イ 1学期の三者懇談時

担任は、1学期の三者懇談時に、父から相談を受けている。この時の相談を聞いても、担任は、本生徒がいじめられているとは認識しなかった。

#### ウ 9月の校外研修の部屋割り

本件学校は、本生徒にとって無配慮な部屋割りにしたことで、本生徒の心身の苦痛を深めた。

#### エ 第2回いじめアンケート

##### (ア) アンケートの活用に関する問題点

11月18日(水)に実施された第2回いじめアンケート調査で、F君が、「いじめられてはないと思うけど、Gは一部のメンバー以外からは、受け入れられていないと思う。」と記述している。ところが、担任の聴き取りの結果、離れていることに気付いた、というだけで終わってしまっている。

他方、F君の言うところの一部の受け入れメンバーの1人であるB君について、本生徒がどのような気持ちで、いじめアンケートの質問5に「最近Bがよく分からないです。」と記載したのかを考えてみたい。一部の受け入れメンバーさえ本生徒を受け入れないということになれば、本生徒の孤立は際だったものになる。一般的に、報復のおそれ、羞恥心やプライドからくる抵抗感などがある中で、いじめアンケートに自らの記載をすることは、大変勇気のいることであると推察される。実際、本件学校の行っていたいじめアンケートで何らかのいじめに関する回答を行う者が非常に少ないことから、そのように考えられる。

本生徒は、本件学校に、自分がいじめを受けていることを隠したい、でも気付いてほしい、という気持ちから、勇気を出して書くことにしたものと推測される。しかしながら、担任の聴き取りによって、いじめられていない、ということにされてしまった。本生徒がいじめられていない、というのは、本件学校が導き出したかった結論である。本生徒は、別の高校の友達に、本件学校の教員らを指して「冷めとる」と表現し、LINEでメッセージを送っている。

この時のアンケート結果及びその対応についても、担任から本件学校のいじめ問題対策委員会に報告されている。前述したように、本生徒の特別指導にあたった校長、生徒指導部長及び学年主任の3名全員が、いじめ問題対策委員も兼務していた。これらの者全員が、本生徒に関するいじめアンケートの結果及びその対応を知っていたにもかかわらず、しかも、本生徒については6月のアンケートでも本生徒がいじめられていることが記載されていたにもかかわらず、いじめを認知することなくこれを見逃したことは、大きな問題である。

#### (4) 本件学校の情報共有が無意味であったこと

本件学校が、本生徒が受けていたいじめに気付くことができなかったことは、大きな問題である。

いじめは、必ずしもいじめられている子がいじめを認めなくとも、いじめと認定すべき場合が多くある。本件学校としては、いじめられている子に、いじめの被害を訴えることについて、報復のおそれや、羞恥やプライドからくる抵抗感などがあることに十分配慮し、いじめを掬い取ろうとする姿勢で、いじめに取り組んでいく必要があった。

本来、情報共有は、いじめの早期発見、防止のための方策であるが、本件学校にとっての情報共有は、いじめでないことの再確認となっており、まったく無意味なものになっていた。

#### 5 いじめに関わった生徒の意識が希薄であること

生徒の抱くいじめの概念は法の定義に比してかなり狭く、本生徒が苦しんだいじめ事象の多くは生徒たちが許容範囲内と認識している態様で起きている。一部の生徒が、必ずしもいじめの認識はなく本人に心身の苦痛を感じさせる行為をし、さらに一部の生徒がこれに加担し、それを集団が容認する空気となっていたのが、本生徒をめぐるいじめ事象の特徴である。

#### 6 特別指導の内容に関する問題

特別指導の基準がないこと、また、教育的な指導であったとはいえないことが問題であったと考える。

#### 7 保護者との関わり方の問題

本件学校は、本生徒が特別指導を繰り返し受ける中で、本生徒の両親が本件学校に対して困りごとを相談しにくい関係性となっていたことを十分理解しておく必要があった。そして、本生徒の両親から、本生徒の能力、性格、悩み、交友関係、生育歴や家庭環境を聞き取り、本生徒の困りごとを明らかにしていく姿勢が必要であった。

#### 8 スクールカウンセラーを活用しきれなかったこと

生徒が問題行動を起こす背景には、様々な背景事情が隠れている。スクールカウンセラーが教員とは違う立場から背景事情や生徒の直面する困難の把握に努める意義は大きい。

もし早期に面接が実現し、かつ、その内容が実のあるものであれば、教員らが把握できなかった本生徒に対するいじめ事象について、早期に発見することができた。

また、結局、継続面接が実現を見ないままになった結果、教育研究所へつなぐのも遅れてしまったことは、大変残念なことである。

## 9 教育研究所の活用が間に合わなかったこと

本生徒は父母に伴われて教育研究所を訪問し、知能検査を受けている。教育研究所では、本生徒の知能検査の結果から読み取れる発達上の特性を踏まえ、本生徒の支援体制を構築するため本件学校と協議していこうと考案していたが、本件学校との面談予定日が到来する前に本件事件が起こり、手遅れとなった。

特別指導の有効性を信じて疑わない本件学校に、もっと早期に教育研究所からの助言が入っていれば、本生徒がもっている発達の特性を踏まえた支援体制の構築により、本生徒を自死にまで追い詰める心身の苦痛の軽減に資することができたものと考えられる。

## 第8 事後経過の概要

(略)

## 第9 再発防止のための提言

### 1 教職員（管理職を含む。）の皆さんへ

#### (1) 生徒理解のために

ア 一人一人の生徒にとって安心、安全な学級、学校をつくるために、教職員の資質向上に向けた研修会を実施する。

イ いじめ事案や日々の生徒指導上の問題などについて、一部の担当する教員が抱え込むのではなく、積極的に情報を共有し、組織的な対応をとる。

ウ スクールカウンセラーによる相談体制の充実と生徒たちが気楽に相談できる積極的な仕組み作り。また、教育相談・特別支援教育部長だけでなく全ての教職員がスクールカウンセラーと情報交換ができる体制を構築する。

#### (2) 発達の特性について配慮を要する生徒の理解のために

ア 全職員向けの特別支援教育に関する研修会を実施する。

イ 特別支援教育に関する校内委員会や特別支援コーディネーターなどの現在ある校内体制を、有効に活用する。

#### (3) いじめの早期発見、防止に向けての取組

ア 法律上のいじめの概念を正確に理解する。いじめはあつてはならないものではなく、どのように解決すべきか、という観点から考える。いじめの認知件数が増えることは望ましいということを理解する。

イ いじめの早期発見、防止に向けては、「いじめ防止対策推進法」、文部科学省の

「いじめの防止等のための基本的な方針（最終改定平成29年3月14日）」、奈良県の「奈良県いじめ防止基本方針」、本件学校の「いじめ防止基本方針」、県教育委員会から出されている「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」及び「事例から学ぶいじめ対応集」等を、全職員がよく読み理解する。

ウ いじめの早期発見，防止に向けて，具体的な事例等の研修会や情報交換会などを定期的実施する（「平成27年度 いじめの防止等に関する普及啓発協議会」における事例研究を参考に。）。

エ 「いじめ問題対策委員会」を定期的開催し，いじめ事案等の問題行動について情報を共有し，対応策の協議・検討を行った上，当該学級や学年だけでなく，全校に情報発信し，確実に組織対応ができるような仕組みを作る。

オ 「いじめ問題対策委員会」で検討した事例について，職員会議や職員研修を通して，全教職員が事案の内容に応じた適切な対応方法や関係児童への支援方法を学べる体制を作る。

#### (4) いじめアンケートの活用について

ア いじめの認知を最優先する観点から，記名式はいじめアンケートに加え，無記名式はいじめアンケートを実施する（本件事件後，本件学校は，いじめアンケートを無記名式で年3回実施することとしている。）。また，いじめの定義を生徒に理解させるため，いじめの定義を記載しいじめアンケートの表紙も生徒に配付した上で，いじめアンケートの説明を行う。

イ いじめアンケートの結果，生徒に聴き取りを行う場合には，状況に応じて，担任以外の教員が聴き取りを行う。

ウ いじめアンケートに，いじめに関する何らかの記載があった生徒については，聴き取りを行うに際し，自らがいじめられていることを認めることに抵抗があることを十分理解し，生徒自身が表面的にはいじめられていることを認めない場合であっても丁寧に事情を確認し，周囲にも聴き取りを行い，保護者にも状況を確認するなどして，いじめの有無を判断する。

エ いじめアンケートに，いじめに関する何らかの記載があった生徒については，必ず「いじめ問題対策委員会」で情報を共有し，協議・検討の上，具体的な対策をとる。

#### (5) 生徒に対するいじめ防止教育

ア いじめ防止教育を実施する。生徒には，相手が心身の苦痛を感じれば，「いじり」や「からかい」であってもいじめとなることを，しっかりと理解させる。

イ SNSの使用上のモラルなどSNSをいじめツールに使わせないための教育を実施する。

ウ 自殺予防教育を実施する。

エ 人権週間やいじめ防止啓発月間で、教職員主導ではなく生徒や生徒会主体のいじめ防止の啓発活動を行うなど、生徒自身がいじめについて考える機会を設ける。

#### (6) 適切な特別指導に向けての取組

ア 学校における懲戒，特に特別指導についての基準を明確にし，指導の透明性・公平性を確保し，生徒や保護者に周知徹底する。

イ 懲戒の適用及び具体的指導については，学校として組織的に行い，絶えず点検と評価を行い，個々の生徒にとって効果的であるかを適宜検討し，効果のない場合は積極的に見直す。

#### (7) 保護者・生徒との関わり方等

ア 定期的な教育相談週間の実施と相談体制を確立する。

イ 「奈良県立奈良北高等学校 いじめ防止基本方針」をHPにアップするだけでなく，これを配布するなどして，積極的に保護者・生徒に周知する。

ウ 「いじめのサイン発見シート」を定期的に保護者に配付する。

エ 全生徒を対象とした家庭訪問を実施し，保護者と学校間の情報共有や信頼関係の構築のきっかけ作りに活用する。

オ 保護者を対象とした，いじめ，自殺，発達の特性等に関する学習会を実施する。

カ 学校内外の相談窓口を周知する。

#### (8) 継続的な取組に向けて

本報告書に基づき研修会を実施し，本件事件を総括する機会を設け，関わりのあった教職員だけではなく，全ての教職員が再発防止のために本件学校がどうあるべきであったかを考える。その上で改善策を検討し，定期的に見直しの機会を設ける。

## 2 県教育委員会へ

### (1) 責任と役割

ア 教育長はもちろんのこと，教育委員としての責任と役割を今一度自覚し，本件事件に対して真摯に反省し，再発防止に向けた具体的な施策を主体性をもって推進する。

この点，奈良県は，「いじめ防止対策推進法」第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」の策定が，全国の都道府県の中で最も遅かった。策定は努力義務



ではあるが、奈良県は平成28年3月になってようやく策定している。奈良県の個別の状況に応じた内容を盛り込むため、策定に相当の時間を要したにしても、結果、いじめに対する対応が遅れたことは否めず、各学校や教職員に対して十分な指導、助言ができていたとは評価し難い。学校任せではなく、確固たる学校への対応ができなければ、県教育委員会の存在意義がない。

イ 県教育委員会は、学校に対して管理監督する役割と責任があることを再認識し、各学校の主体性を重んじつつも、しっかりと学校に対して指導、助言と支援をする。

#### (2) いじめの早期発見、防止に向けての取組

ア 「いじめ防止対策推進法」、文部科学省の「いじめ防止等のための基本的な方針（最終改定平成29年3月14日）」や「奈良県いじめ防止基本方針」の理念の更なる徹底と検証を行い、必要な場合は見直しをする。

イ 本件事件について所管の全ての学校に対し、県教育委員会としての所見を通知する。

ウ 各学校での「いじめ防止基本方針」が現実的に機能しているのか、また、実際にそのとおりに運用されているのか、今一度県教育委員会が検証し、不十分な箇所があれば指導・助言と支援を行う。

エ いじめの報告を奨励する。

学校側がいじめアンケート調査の結果として少ない認知件数を報告した場合には、なぜそのような件数となったかについてまでも、アンケートの用法など実施方法に踏み込んで検討し、調査方法の改善を指導する等して、学校のいじめ認知機能の向上を図る。

オ 認知されたいじめ事案については、状況に応じて、その後の対応について継続的に学校に報告を求め、解決まで指導・助言と支援を行う。

#### (3) 適切な特別指導に向けての取組

所管の高等学校における懲戒（特に特別指導）の運用について実態を把握し、適切な運用がなされているかの点検を行い、指導・助言・支援を行う。

#### (4) 教職員研修の実施

ア 「いじめ防止対策推進法」、文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針（最終改定平成29年3月14日）」、奈良県の「奈良県いじめ防止基本方針」に基づいた具体的な事例等の研修会を定期的実施する（「平成27年度 いじめの防止等に関する普及啓発協議会」における事例研究を参考にすること。）。

- イ 所管する全ての校種の学校において，一人一人の生徒にとって安心・安全な学級，学校を構築するために，教職員のスキルアップに向けた研修会を実施する。
- ウ 全ての学校で発達の特徴について配慮を要する生徒への理解や対応についての研修会を実施する。

#### (5) 人的支援

- ア 多忙な教職員が積極的にゆとりをもって生徒に関われる時間を確保するために教職員の加配を行う（養護教諭の複数配置や特別な支援の必要な生徒に対応する支援員の常勤配置も含む。）。
- イ 児童生徒に対する相談のほか，保護者及び教職員に対する相談，教職員らへの研修，事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど，ますます多岐にわたっているスクールカウンセラーの役割であるが，教育相談を円滑に進めるため，配置時間の増加を行い，教育相談体制の充実を図る。
- ウ 各学校に，専属のいじめ対策担当教員及びスクールソーシャルワーカーを配置することを積極的に検討する。同教員及びスクールソーシャルワーカーには，担任等一部の教員に過度な負担が集中したり重要な情報が抱え込まれたりするのを防ぎ，クラスに属さない第三者的な立場から，クラス内の人間関係にとらわれない情報収集を可能とし，当該いじめ事案の関連情報を集約し，教職員間で情報と問題意識の共有化を図る中心的役割を担うこと，保護者や生徒対応の窓口となって学校とのパイプ役を担うことが期待される。

#### (6) 継続的な取組に向けて

本件学校に対し，本報告書に基づき研修会を実施し，本件事件を総括する機会を設け，関わりのあった教職員だけでなく全ての教職員が再発防止のために本件学校がどうあるべきだったかを考える。その上で改善策を検討し，定期的に見直しの機会を設ける。

### 3 保護者の皆さんへ

- (1) いじめは，たとえどんな理由があろうとも，正当化されることはありません。「いじめている人が悪く，いじめられている人は悪くないこと。」をしっかりと理解した上で，「いじめは絶対に許さない。」という強い意志を，学校・保護者・地域が共有し，自分の問題であると考えることが，全ての子どもたちをいじめから守る第1歩なのです。
- (2) もう一度，「いじめは，どの学校，どの学級，どの子にも起こりうる。」という前提で，子どもたちを見守ってください。

- (3) 学校が行ういじめのアンケート調査や面談の機会を利用するなどして、家庭の中で、子どもがいじめの加害者、被害者、聴衆、傍観者にならないよう、いじめについて話し合ってください。
- (4) 1人で心身の苦痛を抱えている子どもの小さなサインやSOSに気付くのは、保護者を含めた私たち大人の役目です。子どもの言葉や態度だけではなく、表情や仕草などの小さな変化も見逃さず、丁寧に観察してください。
- (5) 不安なことや気にかかることがあれば、ためらわずに、すぐに学校に連絡するようにしてください。
- (6) いじめが疑われる時は、学校、県教育委員会、警察、弁護士、いじめに関する各種相談窓口、その他の関係機関等に相談してください。
- (7) いじめられている子どもに対しては、しっかりと寄り添い、最後まで守り抜くという強い意志を示してください。

#### 4 生徒の皆さんへ

- (1) 私たちが、平成27年12月4日（金）にG君が学校の校舎から転落して亡くなったことについて、原因や状況の解明と再発防止に向け、調査を始めてから1年が過ぎました。G君が生きていれば、現在は、奈良北高等学校の3年生になります。

調査に協力してくれた皆さんのお陰で、いろいろなことが分かってきました。私たちは、二度とこのようなことがあってはならないという強い思いから、懸命に取り組んだ調査の結果を、報告書にまとめました。
- (2) G君が亡くなった要因の一つに、クラス内でのいじめがありました。

私たちの調査では、あれはいじめでなかったと答えた生徒の皆さんもいました。それでも、G君は、クラス内でのいじめによって、心に苦痛を感じていたのです。いじめは、いじめられている子が心に苦痛を感じれば、些細なことでもいじめになるのです。
- (3) かつてG君と同じクラスだった皆さんだけのことではありません。

もし、今まで自分のした「いじめ」に気付いていなかったのなら、もう一度、自分のしたことが相手の心に苦痛を感じさせていなかったか、よく考えてみてください。また、自分が、いじめをしたことについて思い当たることなくとも、例えば、クラスで浮いている相手に何の手も差し伸べなかったというのであれば、そのこともまた、相手を苦しめていたということに、気付いてほしいのです。

皆さんに自分を責める気持ちが起こったとしたら、そのこと自体は、人間の感

情として自然なことです。

皆さんには、G君が亡くなったことを忘れず、二度とこのような辛く悲しい出来事が起こらないよう、どうしていったらよいのかを真剣に考えてほしいと思います。

- (4) 皆さんの中で、今もいじめで苦しんでいる人はいませんか。いじめられることは、何も特別なことでもなく、いじめられる人が悪いわけでもありません。いじめられていると、自分の周りに味方になってくれる人がいないように感じてしまうでしょう。でも、あなたの味方になってくれる人が必ずいます。あなたが苦しんだり、自分を傷つけてしまうことを悲しむ人が必ずいます。あなたが相談してくれることを待っている人が必ずいます。遠慮せず、周りの人に、自分の気持ちを伝えてください。
- (5) 皆さん一人一人がいじめと向き合い、二度とこのような出来事が起こらないようにと真剣に考えることで、いじめは減っていきます。私たちは、皆さんには、そのような力があると信じ、未来を託します。

以上

## 奈良県いじめ対策委員会委員

分野	氏 名	所属・役職等
推薦団体		
教育	おおはし ただし 大橋 忠司	同志社大学免許資格課程センター 教授
日本生徒指導学会		
法律	たなべ みき 田辺 美紀	弁護士法人松柏法律事務所 生駒事務所 弁護士
奈良弁護士会		
医療	いいた じゅんぞう 飯田 順三	奈良県立医科大学 教授
奈良県医師会		
心理	かわかみ のりお 川上 範夫	関西福祉科学大学 教授
奈良県臨床心理士会		
福祉	いしい ひでひろ 石井 日出弘	権利擁護センター ぱあとなあなら運営委員長
奈良県社会福祉士会		

## 奈良県いじめ対策委員会 専門委員

分野	氏 名	所属・役職等
推薦団体		
法律	きのした ひろかず 木下 裕一	やまびこ法律事務所 弁護士
大阪弁護士会		
法律	おおつか ちかこ 大塚 千華子	堺筋綜合法律事務所 京都事務所 弁護士
京都弁護士会		
医療	かめおか さとみ 亀岡 智美	兵庫県こころのケアセンター 副センター長兼研究部長
日本児童青年精神医学会		

月日	委員会
2月1日	奈良県立学校いじめ調査委員会準備会
3月10日	第1回 奈良県立学校いじめ問題調査委員会
4月19日	第2回 奈良県立学校いじめ問題調査委員会
5月6日	第3回 奈良県立学校いじめ問題調査委員会
5月10日	第4回 奈良県立学校いじめ問題調査委員会
6月3日	第5回 奈良県立学校いじめ問題調査委員会
7月8日	第1回 奈良県いじめ対策委員会
8月5日	第2回 奈良県いじめ対策委員会
9月1日	第3回 奈良県いじめ対策委員会
9月12日	第4回 奈良県いじめ対策委員会
9月30日	第5回 奈良県いじめ対策委員会
10月13日	第6回 奈良県いじめ対策委員会
10月25日	第7回 奈良県いじめ対策委員会
11月10日	第8回 奈良県いじめ対策委員会
11月24日	第9回 奈良県いじめ対策委員会
11月28日	第10回 奈良県いじめ対策委員会
12月15日	第11回 奈良県いじめ対策委員会
12月27日	第12回 奈良県いじめ対策委員会
1月12日	第13回 奈良県いじめ対策委員会
1月26日	第14回 奈良県いじめ対策委員会
2月6日	第15回 奈良県いじめ対策委員会
2月20日	第16回 奈良県いじめ対策委員会
3月3日	第17回 奈良県いじめ対策委員会
3月17日	第18回 奈良県いじめ対策委員会
3月28日	第19回 奈良県いじめ対策委員会

月日	調査
3月31日	現地調査
5月24日	遺族聴き取り①
6月7日	教員聴き取り①
6月9日	教員聴き取り②
6月10日	教員聴き取り③
6月17日	教員聴き取り④
6月30日	教員聴き取り⑤
7月5日	教員聴き取り⑥ 教育委員会聴き取り①
8月4日	生徒聴き取り① 教員聴き取り⑦
8月5日	生徒聴き取り②
8月9日	生徒聴き取り③
8月12日	生徒聴き取り④
8月16日	生徒聴き取り⑤
8月22日	生徒聴き取り⑥
8月25日	生徒聴き取り⑦
8月26日	生徒聴き取り⑧
10月13日	教員聴き取り⑧
11月28日	生徒聴き取り⑨
1月12日	遺族聴き取り②
2月20日	教育委員会聴き取り②
3月3日	教育委員会聴き取り③